

**2024年度10月入学  
2025年度4月入学**

**室蘭工業大学大学院工学研究科  
博士後期課程  
学生募集要項  
(第1次募集・第2次募集)**

- 
- **一般入試**
  - **社会人入試**
  - **外国人留学生入試(国内出願)**
- 



**室蘭工業大学**

MURORAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号

室蘭工業大学入試戦略課入学試験係

TEL 0143 (46) 5162

FAX 0143 (45) 1381

E-mail [nyushi@muroran-it.ac.jp](mailto:nyushi@muroran-it.ac.jp)

<https://muroran-it.ac.jp>

---

本学生募集要項は、第1次募集と第2次募集の募集要項を兼ねており、出願書類は、第1次募集、第2次募集ともに共通となっています。

なお、第2次募集は4月入学者のみを対象として実施しますが、第1次募集の定員充足状況により、実施しない場合があります。

第2次募集実施の有無、募集人員については、2024年11月頃本学公式ウェブサイトでお知らせします。

---

室蘭工業大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人室蘭工業大学安全保障輸出管理規則」を定め、外国人留学生の受け入れに際して厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、注意してください。

## 個人情報の取扱いについて

本学では、「個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人室蘭工業大学個人情報等管理規程」に基づき保有する個人情報の保護に努めます。

出願書類等により得られた個人情報は、本学の入学者選抜業務及び入学者選抜方法検討のための資料として使用します。また、入学者にあっては、教務関係（学籍、修学指導等）の業務、学生支援関係（授業料免除、奨学金等）の業務に使用します。

# 目 次

室蘭工業大学大学院工学研究科の入学者受入れ方針 (アドミッション・ポリシー).....	1
I 一般入試.....	3
II 社会人入試.....	9
○大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める 教育方法の特例による教育について.....	15
○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第30条の2に定める 長期にわたる教育課程の履修について.....	15
III 外国人留学生入試（国内出願）.....	16
IV 外国人留学生入試（国外出願）.....	22
V 入学手続.....	23
VI 外国人留学生入試（国内出願）英訳.....	24

## (一般入試 出願書類)

1. 入学志願票（A票）
2. 受験票・写真票・検定料振替払込受付証明書貼付台紙（B票）

## (社会人入試 出願書類)

1. 入学志願票（A票）
2. 受験票・写真票・検定料振替払込受付証明書貼付台紙（B票）
3. 職務経歴書（F票）

## (外国人留学生入試（国内出願） 出願書類)

1. 入学志願票（A票）
2. 受験票・写真票・検定料振替払込受付証明書貼付台紙（B票）
3. 志願理由書（D票）

## (全入試共通 出願書類)

1. あて名票（C票）
2. 研究（希望）計画書（E票）
3. 検定料払込用紙

## (出願資格審査書類)

1. 入学試験出願資格審査調書

## 室蘭工業大学大学院工学研究科の入学者受入れ方針 (アドミッション・ポリシー)

室蘭工業大学の基本理念は「自然豊かなものづくりのまち室蘭の環境を活かし、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育てるとともに、人間・社会・自然との調和を考えた創造的な科学技術研究を展開し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献する」ことである。

室蘭工業大学大学院工学研究科ではこの理念、教育目標、人材育成像、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、博士前期課程及び後期課程の人材育成像に掲げる「専門性と展開力」、「強靱性と俯瞰力」、「社会性とコミュニケーション力」を備えた人材を養成するため、それぞれ次のような人を求めている。

### (1) 大学院工学研究科の求める学生像

#### 1) 博士前期課程

1. 科学技術に関する学士相当の基礎的な専門知識を有する人
2. 高度な専門知識に加え専門分野を越えた知識と情報・データ処理技術を身に付ける意欲を有する人
3. 多様な課題の発見・解決に取り組む意欲を有する人
4. 豊かな教養を身に付け広く地域や社会と協働し貢献する意欲を有する人

#### 2) 博士後期課程

1. 科学技術に関する修士相当の専門知識を有する人
2. 深化・高度化した専門知識に加え、専門分野を越えた広汎な知識と情報・データ処理技術を含む実践的な研究能力を身に付ける意欲を有する人
3. 複雑で困難な課題を俯瞰的に捉え解決に取り組む意欲を有する人
4. 豊かな教養と高度なコミュニケーション能力を身に付け広く国際社会や地域社会と協働し貢献する意欲を有する人

### (2) 博士前期課程の各専攻の求める学生像

#### 1) 博士前期課程環境創生工学系専攻の求める学生像

自然環境や社会環境の変化を踏まえて環境と調和した持続可能な社会を構築していくため、以下のいずれかの環境関連分野を専門として、専門分野を越えた知識・能力を獲得する意欲と、それを達成するための基礎的素養を有する人。

- ・ 化学反応や生物機能を高度に利用する有用物質の創製、それらの物質、関連現象を適用するシステムの構築や生活環境向上技術の確立などに関する研究・開発
- ・ 建築物や地下空間を含む社会基盤の構築・整備・保全や防災に係わる研究・開発
- ・ 人々が快適で安心して暮らすことができる都市や居住空間の創出に向けた計画・設計・施工に関する研究・開発

#### 2) 博士前期課程生産システム工学系専攻の求める学生像

システム技術集約の成果である航空宇宙機や次世代ロボット、これらを支える機械工学分野、及び先進材料の創製・開発に求められる物性物理・材料科学分野における基盤研究の推進・融合により、従来の枠組みを超えたシステム創出や要素技術開発に発展させることによって、環境問題やエネルギー対策など、複雑化する課題の解決に貢献する意欲と基礎的素養を有する人

### 3) 博士前期課程情報電子工学系専攻の求める学生像

- ・情報システムと数理データサイエンス、電気エネルギー、通信システム、電子デバイス、光・量子計測技術、制御技術に関わる情報工学・電気電子工学分野の体系的な知識と専門能力を備え、コミュニケーション能力、チームワーク力、倫理観、自己学習能力などを有し、時代の変革に対応して研究開発を遂行する意欲と基礎的素養を有する人
- ・データサイエンス、AI、コンピュータ科学などの情報科学に関わる高度な知識と工学分野の専門能力を駆使して、多様な社会課題を解決に導く意欲と基礎的素養を有する人

### (3) 博士後期課程工学専攻の求める学生像

本専攻では、以下のいずれかに該当する学生を広く求める。

- ・自然環境や社会環境の変化を踏まえて、環境と調和した持続可能な社会を構築していくための幅広い環境創生工学分野の複雑な課題に取り組む意欲と能力を有する人
- ・高度なシステム技術を駆使した航空宇宙機や次世代ロボットの研究開発、及びこれらを支える先進的な機械工学分野や物性物理・材料科学分野の複雑な課題に取り組む意欲と能力を有する人
- ・高い価値の社会的・工学的機能を創出する知能・情報システム、電気及び通信システム、電子デバイス計測に関わる情報工学・電気電子工学の分野の複雑な課題に取り組む意欲と能力を有する人

### (4) 入学者選抜の基本方針

大学院工学研究科博士前期課程及び博士後期課程では、入学者選抜において以下を重視し、多様で個性豊かな学生を求めるために様々な入学選抜方法を実施する。

#### 1) 博士前期課程

1. 専門分野の学士相当の基礎知識を有すること。
2. 高度な専門知識の獲得と多様な課題の発見・解決に取り組む意欲を有すること。
3. 英語を使って情報収集、発信する基礎的能力を有すること。

#### 2) 博士後期課程

1. 専門分野の修士相当の知識を有すること。
2. 深化・高度化した専門知識の獲得と多様で複雑な課題の発見・解決に取り組む意欲を有すること。
3. 英語を使って情報収集、発信する能力及び広く協働するためのコミュニケーション能力を有すること。

指導教員一覧は以下をご覧ください。

([https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_gs/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_gs/))

授業内容については、本学公式ウェブサイトのシラバスに掲載しています。

# I 一般入試

## 1 募集人員

専攻名	コース名	募集人員		
		第1次募集		第2次募集
		2024年度 10月入学	2025年度 4月入学	2025年度 4月入学
工学専攻	先端環境創生工学コース	若干名	15名	未定
	先端生産システム工学コース			
	先端情報電子工学コース			

注① 募集人員には、社会人入試及び外国人留学生入試の募集人員若干名を含みます。

② 第2次募集は、第1次募集の定員充足状況により、実施しない場合があります。

実施の有無、募集人員については、2024年11月頃本学公式ウェブサイトでお知らせします。

## 2 出願資格

2024年度10月入学に出願できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び2024年9月までに取得見込みの者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、2024年9月までに大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (7) 文部科学大臣が指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2024年9月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
  - ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2024年9月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (8) 本学大学院が行う個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年9月30日までに満24歳以上となるもの
- (9) 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程等を卒業後、2024年9月30日までに満24歳以上となり、科学・技術関連分野において研究、あるいは業務上の経験を有する者で、著書、学術論文、学術講演、業務上の業績及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有すると本学大学院が認めたもの

注 上記(6)、(7)、(8)又は(9)により出願しようとする者は、事前の出願資格審査が必要となりますので、「入学試験出願資格審査調書」（本学所定の用紙）に論文の別刷等及び最終学歴の卒業証明書を添付し、2024年6月21日（金）までに入試戦略課入学試験係へ提出してください。

2025年度4月入学に出願できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び2025年3月までに取得見込みの者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、2025年3月までに大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2025年3月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
  - ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2025年3月までに2年以上研究に従事した者で、当該2研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (8) 本学大学院が行う個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2025年3月31日までに満24歳以上となるもの
- (9) 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程等を卒業後、2025年3月31日までに満24歳以上となり、科学・技術関連分野において研究、あるいは業務上の経験を有する者で、著書、学術論文、学術講演、業務上の業績及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有すると本学大学院が認めたもの

注 上記(6)、(7)、(8)又は(9)により出願しようとする者は、事前の出願資格審査が必要となりますので、「入学試験出願資格審査調書」（本学所定の用紙）に論文の別刷等及び最終学歴の卒業証明書を添付し、下記の期日までに入試戦略課入学試験係へ提出してください。

**【第1次募集】2024年6月21日（金）まで**

**【第2次募集】2024年11月8日（金）まで**

### 3 障害等のある者の事前相談

障害（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度）等のある者で受験上及び修学上、配慮を希望する場合は、その内容によっては、本学が対応を決定するまでに時間を要することがありますので、できるだけ早い時期に入試戦略課入学試験係へ申し出てください。また、日常生活において使用している補聴器、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定や他の配慮との関係から、同様に申し出てください。

なお、受験上及び修学上の相談については、通年受け付けています。

### 4 出願手続

#### (1) 出願期間及び出願書類等提出方法

【第1次募集】2024年7月22日（月）～2024年7月31日（水）

【第2次募集】2025年1月20日（月）～2025年1月24日（金）

##### ア 持参の場合

午前10時30分～午後4時（土、日を除く）

##### イ 郵送の場合

出願期間最終日午後4時必着とします。なお、簡易書留郵便とし、封筒表面に「大学院後期一般入試（10月入学）出願書類在中」又は、「大学院後期一般入試（4月入学）出願書類在中」と朱書きしてください。

#### (2) 出願書類等提出先

〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号

室蘭工業大学 入試戦略課入学試験係

TEL 0143 (46) 5162

#### (3) 受験票の送付

出願書類を受理した後、受験票を送付しますので、2024年8月20日（火）までに届かない場合は、入試戦略課入学試験係へ連絡してください。

なお、受験票は入学試験及び入学手続きで使用するため、紛失しないよう注意してください。



## (4) 出願書類等

出 願 書 類 等	摘 要
ア 入 学 志 願 票 (A票)	入学志願票裏面の「記入上の注意」を熟読のうえ、記入もれや誤記のないよう注意してください。
イ 受 験 票 ・ 写 真 票 (B票)	出願書類受付日前3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真(縦4cm×横3cm)を写真票の所定欄に貼ってください。
ウ 検 定 料 振 替 払 込 受 付 証 明 書 貼 付 台 紙 (B票) (検定料30,000円)	(5) 検定料の払込方法 で確認してください。 ※クレジットカードで払い込む場合は、クレジットカード決済完了メールを印刷して出願書類とともに提出してください。 <b>【本学博士前期課程を修了し、引き続き本課程に進学する者】</b> 検定料は不要です。 <b>【国費外国人留学生】</b> 検定料は不要です。検定料振替払込受付証明書に代えて「国費外国人留学生証明書(様式任意)」(在籍している学校で作成。)を提出してください。
エ あ て 名 票 (C票)	合格通知書、入学手続きに関する書類等の送付に使用しますので、全ての欄に同一の住所、氏名を記入してください。
オ 成 績 証 明 書	出身大学等の学長又は学部長(研究科長)が作成し、厳封したものとします。 学部及び大学院について、各1部提出してください。 ただし、本学出身者は不要です。
カ 修 了 (見 込) 証 明 書	出身大学等の学長又は研究科長が作成したものとします。 ただし、本学出身者は不要です。
キ 推 薦 書 (様式任意)	出身大学等の指導教員が作成したもので、任意提出とします。 ただし、本学出身者は不要です。
ク 研 究 (希 望) 計 画 書 (E票)	博士後期課程における研究(希望)計画を記入してください。
ケ 修 士 論 文 の 写 し 及 び そ の 概 要	<u>修士論文の写し及びその概要(日本語2,000字又は英語500語程度に要約したものいずれか)を各1部提出してください。</u> <b>【博士前期課程(又は修士課程)修了見込みの者】</b> 修士論文課題と研究の進行状況を要約したもの(日本語2,000字又は英語500語程度)を提出してください。 <b>【専門職学位を授与された者及び授与見込みの者】</b> 研究経過の概要(日本語2,000字又は英語500語程度)を提出してください。
コ 住 民 票 又 は 在 留 カ ー ド の 写 し <b>【外国人留学生のみ】</b>	在留資格・期間が記載されたものとします。ただし、出願時に日本以外に在住している者は、旅券(パスポート)の写しを提出してください。

注① ア、イ、ウ、エ及びクの種類は、本学所定の用紙を用いてください。

② 出願資格(6)、(7)、(8)又は(9)で志願する者は、カ及びケについては不要です。

③ 出願書類に不備があるものは、受理しません。

④ 希望指導教員は、定年退職等により受け入れられないことがありますので、本学公式ウェブサイトで必ず確認してください。

[https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_gs/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_gs/)

⑤ 出願にあたっては、事前に希望指導教員に教育研究内容等について相談してください。

## (5) 検定料の払込方法

- 1) クレジットカードにより支払う場合、下記リンクに進んで、必要事項を入力してください。  
(株式会社ROBOT PAYMENTのクレジットカード決済画面に移動します。)  
<https://credit.j-payment.co.jp/link/creditcard?aid=123829&iid=11&mailauthkey=af17143c4a6944fd830f050fce5bcba6>



※ 決済には手数料900円がかかります。

## 2) 払込用紙により払い込む場合

所定の検定料を払込期間内にゆうちょ銀行又は郵便局、銀行などの金融機関受付窓口で次のとおり払い込み、「検定料振替払込受付証明書貼付台紙」にE「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼り付け、出願書類と一緒に提出してください。

ア 本学所定の検定料払込用紙（5枚綴りの専用紙）を利用し、必要事項を記入してください。

イ 検定料払込用紙に検定料相当額及び払込手数料を添え、窓口に入れてください。（ATM（現金自動預払機）から払い込むことはできません。必ず窓口で払い込んでください。）

ウ E「振替払込受付証明書（お客さま用）」を窓口から受け取る際には、「日附印」が押されていることを必ず確認してください。

エ 「日附印」が押されたE「振替払込受付証明書（お客さま用）」を本学所定の「検定料振替払込受付証明書貼付台紙」に貼り付け、出願書類と一緒に提出してください。

オ 払込手数料は、志願者本人の負担となります。

### 検定料払込期間

【第1次募集】2024年7月16日（火）～2024年7月30日（火）

【第2次募集】2025年1月14日（火）～2025年1月23日（木）

出願期間に間に合うように十分に余裕をもって手続を完了してください。

## (6) 出願の留意事項

ア 受理した検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。

検定料を払い込んだが室蘭工業大学大学院に出願しなかった（出願書類を提出しなかった、又は出願が受理されなかった）場合、又は検定料を誤って二重に払い込んだ場合には、払い込んだ者の申し出により、当該検定料相当額を返還します。

返還については本学公式ウェブサイトを確認してください。

[https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_gs/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_gs/)

### 検定料返還請求書提出期限

【第1次募集】2024年8月30日（金）まで

【第2次募集】2025年2月28日（金）まで

イ 検定料が払い込まれていない場合や「日附印」が押されたE「振替払込受付証明書（お客さま用）」が所定の欄に貼り付けられていない場合は、出願を受理しません。

ウ 出願後、「志願者の連絡先」に変更があった場合は、速やかに入試戦略課入学試験係へ電話、E-mail等で連絡してください。

## 5 選 抜 方 法

### (1) 入学者の選抜

学力試験（筆記試験及び口述試験）及び書類審査の結果を総合して判定します。

### (2) 学力試験日時及び試験科目

【第1次募集】2024年8月27日（火）

【第2次募集】2025年2月27日（木）

試験科目・時間		内 容
筆記試験	英 語 10：00～11：30	英語の筆記試験を実施します。
口述試験	志望研究分野に 関連する科目 13：30～	研究分野に関連した科目の専門的学力、修士論文、研究計画等について実施します。

## 6 試験実施情報等の周知について

試験実施情報については、本学公式ウェブサイトにおいて随時掲載しますので、入学試験が実施される当日まで注意してご覧ください。(https://muroran-it.ac.jp)

なお、不測の事態が発生し、入学試験を予定どおりに実施できない場合の対応等についても、同様にお知らせします。

## 7 試 験 場

室蘭工業大学：北海道室蘭市水元町27番1号

注 試験室については、試験前日に本学の教育・研究3号館N棟1階掲示板及び各学科掲示板に掲示するとともに本学公式ウェブサイトに掲載します。

## 8 合 格 発 表

【第1次募集】2024年9月13日（金）午前10時

【第2次募集】2025年3月10日（月）午前10時

合格者受験番号を本学公式ウェブサイトに掲載し、合格者には合格通知書を郵送します。なお、不合格者には送付物はありません。

注① 合格発表の日時については予定であり、変更になる場合があります。変更に関するお知らせは、本学公式ウェブサイト等で行います。

② 電話や電子メールによる合否についての照会には応じません。

③ 「合格通知書」は、発表日に発送します。発表日に自宅に届くものではありません。

## 9 入 学 時 期

2024年度10月入学	2025年度4月入学
2024年10月1日	2025年4月1日

## Ⅱ 社会人入試

### 1 募集人員

専攻名	コース名	募集人員		
		第1次募集		第2次募集
		2024年度 10月入学	2025年度 4月入学	2025年度 4月入学
工学専攻	先端環境創生工学コース	若干名	若干名	未定
	先端生産システム工学コース			
	先端情報電子工学コース			

注 第2次募集は、第1次募集の定員充足状況により、実施しない場合があります。  
実施の有無、募集人員については、2024年11月頃本学公式ウェブサイトでお知らせします。

### 2 出願資格

2024年度10月入学に出願できる者は、社会人研究者、技術者等で2024年9月30日までに企業等に正規職員として1年以上勤務する者、又は2024年9月30日までに2年以上の社会経験を有する者で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、2024年9月までに大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
  - ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (8) 本学大学院が行う個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年9月30日までに満25歳以上となるもの
- (9) 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程等を卒業後、2024年9月30日までに満25歳以上となり、科学・技術関連分野において研究、あるいは業務上の経験を有する者で、著書、学術論文、学術講演、業務上の業績及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有すると本学大学院が認めたもの

注① 上記(1)～(4)に該当する者における2年以上の社会経験には、修士の学位取得前の社会経験期間は含まれません。

- ② 通信教育、夜間大学院等の有職者については、その期間は学生と見なし、在職期間、社会経験期間には含まれません。
- ③ 上記(6)、(7)、(8)又は(9)により出願しようとする者は、事前の出願資格審査が必要となりますので、「入学試験出願資格審査調書」（本学所定の用紙）に論文の別刷等及び最終学歴の卒業証明書と成績証明書を添付し、2024年6月21日（金）までに入試戦略課入学試験係へ提出してください。

2025年度4月入学に出願できる者は、社会人研究者、技術者等で2025年3月31日までに企業等に正規職員として1年以上勤務する者、又は2025年3月31日までに2年以上の社会経験を有する者で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、2025年3月までに大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
  - ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (8) 本学大学院が行う個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2025年3月31日までに満25歳以上となるもの
- (9) 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程等を卒業後、2025年3月31日までに満25歳以上となり、科学・技術関連分野において研究、あるいは業務上の経験を有する者で、著書、学術論文、学術講演、業務上の業績及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有すると本学大学院が認めたもの

注① 上記(1)～(4)に該当する者における2年以上の社会経験には、修士の学位取得前の社会経験期間は含まれません。

- ② 通信教育、夜間大学院等の有職者については、その期間は学生と見なし、在職期間、社会経験期間には含まれません。
- ③ 上記(6)、(7)、(8)又は(9)により出願しようとする者は、事前の出願資格審査が必要となりますので、「入学試験出願資格審査調書」（本学所定の用紙）に論文の別刷等及び最終学歴の卒業証明書と成績証明書を添付し、下記の期日までに入試戦略課入学試験係へ提出してください。

**【第1次募集】2024年6月21日（金）まで**

**【第2次募集】2024年11月8日（金）まで**

### 3 障害等のある者の事前相談

障害（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度）等のある者で受験上及び修学上、配慮を希望する場合は、その内容によっては、本学が対応を決定するまでに時間を要することがありますので、できるだけ早い時期に入試戦略課入学試験係へ申し出てください。また、日常生活において使用している補聴器、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定や他の配慮との関係から、同様に申し出てください。

なお、受験上及び修学上の相談については、通年受け付けています。

### 4 出願手続

#### (1) 出願期間及び出願書類等提出方法

【第1次募集】2024年7月22日（月）～2024年7月31日（水）

【第2次募集】2025年1月20日（月）～2025年1月24日（金）

##### ア 持参の場合

午前10時30分～午後4時（土、日を除く）

##### イ 郵送の場合

出願期間最終日午後4時必着とします。なお、簡易書留郵便とし、封筒表面に「大学院後期一般入試（10月入学）出願書類在中」又は、「大学院後期一般入試（4月入学）出願書類在中」と朱書きしてください。

#### (2) 出願書類等提出先

〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号  
 室蘭工業大学 入試戦略課入学試験係  
 TEL 0143 (46) 5162

#### (3) 受験票の送付

出願書類を受理した後、受験票を送付しますので、2024年8月20日（火）までに届かない場合は、入試戦略課入学試験係へ連絡してください。

なお、受験票は入学試験及び入学手続きで使用するため、紛失しないよう注意してください。

(4) 出願書類等

出 願 書 類 等	摘 要
ア 入 学 志 願 票 (A票)	入学志願票裏面の「記入上の注意」を熟読のうえ、記入もれや誤記のないよう注意してください。
イ 受 験 票 ・ 写 真 票 (B票)	出願書類受付日前3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真(縦4cm×横3cm)を写真票の所定欄に貼ってください。
ウ 検定料振替払込受付 証明書貼付台紙 (B票) (検定料30,000円)	(5) 検定料の払込方法 で確認してください。 ※クレジットカードで払い込む場合は、クレジットカード決済完了メールを印刷して出願書類とともに提出してください。
エ あ て 名 票 (C票)	合格通知書、入学手続に関する書類等の送付に使用しますので、全ての欄に同一の住所、氏名を記入してください。
オ 成 績 証 明 書	出身大学等の学長又は学部長(研究科長)が作成し、厳封したものとします。最終出身学校である大学等又は大学院について、提出してください。
カ 修 了 証 明 書	出身大学等の学長又は研究科長が作成したものとします。
キ 受 験 承 認 書 (様式任意)	在職したまま修学を希望する者については、現在の勤務先の所属長が発行したものを提出してください。
ク 推 薦 書 (様式任意)	有職者については、現在の勤務先の所属長が勤務成績の内容を記載し、厳封したもので、任意提出とします。
ケ 研究(希望)計画書(E票)	博士後期課程における研究(希望)計画を記入してください。
コ 職 務 経 歴 書 (F票)	研究・業務歴及び研究業績を記入してください。論文、図面等を参考資料として添付しても構いません。ただし、「2 出願資格の注③」に記載した「入学試験出願資格審査調書」提出者は不要です。
サ 修士論文の写し及びその概要	<b>【修士の学位を有する者】</b> 修士論文の写し及びその概要(日本語2,000字又は英語500語程度に要約したもののいずれか)を各1部提出してください。 <b>【専門職学位を授与された者】</b> 研究経過の概要(日本語2,000字又は英語500語程度)を提出してください。
シ 住民票又は在留カードの写し 【外国籍の方のみ】	在留資格・期間が記載されたものとします。ただし、出願時に日本以外に在住している者は、旅券(パスポート)の写しを提出してください。

注① ア、イ、ウ、エ、ケ及びコの書類は、本学所定の用紙を用いてください。

② 出願資格(6)、(7)、(8)又は(9)で志願する者は、カ及びサについては不要です。

③ 出願書類に不備があるものは、受理しません。

④ 希望指導教員は、定年退職等により受け入れられないことがありますので、本学公式ウェブサイトで必ず確認してください。

[https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_gs/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_gs/)

⑤ 出願にあたっては、事前に希望指導教員に教育研究内容等について相談してください。

## (5) 検定料の払込方法

- 1) クレジットカードにより支払う場合、下記リンクに進んで、必要事項を入力してください。  
(株式会社ROBOT PAYMENTのクレジットカード決済画面に移動します。)  
<https://credit.j-payment.co.jp/link/creditcard?aid=123829&iid=11&mailauthkey=af17143c4a6944fd830f050fce5bcba6>

※ 決済には手数料900円がかかります。



## 2) 払込用紙により払い込む場合

所定の検定料を払込期間内にゆうちょ銀行又は郵便局、銀行などの金融機関受付窓口で次のとおり払い込み、「検定料振替払込受付証明書貼付台紙」にE「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼り付け、出願書類と一緒に提出してください。

ア 本学所定の検定料払込用紙（5枚綴りの専用紙）を利用し、必要事項を記入してください。

イ 検定料払込用紙に検定料相当額及び払込手数料を添え、窓口に入れてください。（ATM（現金自動預払機）から払い込むことはできません。必ず窓口で払い込んでください。）

ウ E「振替払込受付証明書（お客さま用）」を窓口から受け取る際には、「日附印」が押されていることを必ず確認してください。

エ 「日附印」が押されたE「振替払込受付証明書（お客さま用）」を本学所定の「検定料振替払込受付証明書貼付台紙」に貼り付け、出願書類と一緒に提出してください。

オ 払込手数料は、志願者本人の負担となります。

### 検定料払込期間

【第1次募集】2024年7月16日（火）～2024年7月30日（火）

【第2次募集】2025年1月14日（火）～2025年1月23日（木）

出願期間に間に合うように十分に余裕をもって手続を完了してください。

## (6) 出願の留意事項

ア 受理した検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。

検定料を払い込んだが室蘭工業大学大学院に出願しなかった（出願書類を提出しなかった、又は出願が受理されなかった）場合、又は検定料を誤って二重に払い込んだ場合には、払い込んだ者の申し出により、当該検定料相当額を返還します。

返還については本学公式ウェブサイトを確認してください。

[https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_gs/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_gs/)

### 検定料返還請求書提出期限

【第1次募集】2024年8月30日（金）まで

【第2次募集】2025年2月28日（金）まで

イ 検定料が払い込まれていない場合や「日附印」が押されたE「振替払込受付証明書（お客さま用）」が所定の欄に貼り付けられていない場合は、出願を受理しません。

ウ 出願後、「志願者の連絡先」に変更があった場合は、速やかに入試戦略課入学試験係へ電話、E-mail等で連絡してください。



## 5 選 抜 方 法

### (1) 入学者の選抜

書類審査及び口述試験の結果を総合して判定します。

口述試験は、推薦書、研究（希望）計画書、職務経歴書、成績証明書及び修士論文等の書類審査に基づいて、専門科目（志望する教育研究分野に関連した科目）、外国語（英語）、研究業績、研究計画等に関して行います。

### (2) 口述試験日時

【第1次募集】2024年8月27日（火）午後1時30分から行います。

【第2次募集】2025年2月27日（木）午後1時30分から行います。

## 6 試験実施情報等の周知について

試験実施情報については、本学公式ウェブサイトにおいて随時掲載しますので、入学試験が実施される当日まで注意してご覧ください。(https://muran-it.ac.jp)

なお、不測の事態が発生し、入学試験を予定どおりに実施できない場合の対応等についても、同様にお知らせします。

## 7 試 験 場

室蘭工業大学：北海道室蘭市水元町27番1号

注 試験室については、試験前日に本学の教育・研究3号館N棟1階掲示板及び各学科掲示板に掲示するとともに本学公式ウェブサイトに掲載します。

## 8 合 格 発 表

【第1次募集】2024年9月13日（金）午前10時

【第2次募集】2025年3月10日（月）午前10時

合格者受験番号を本学公式ウェブサイトに掲載し、合格者には合格通知書を郵送します。なお、不合格者には送付物はありません。

注① 合格発表の日時については予定であり、変更になる場合があります。変更に関するお知らせは、本学公式ウェブサイト等で行います。

② 電話や電子メールによる合否についての照会には応じません。

③ 「合格通知書」は、発表日に発送します。発表日に自宅に届くものではありません。

## 9 入 学 時 期

2024年度10月入学	2025年度4月入学
2024年10月1日	2025年4月1日

### ○大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める 教育方法の特例による教育について

近年、大学院における社会人研究者、技術者等の指導的な役割を果たし得る高度な技術者の養成が求められていますが、通常の方法のみで大学院教育を実施した場合、社会人研究者、技術者等はその勤務を離れて修学することが必要となるため、大学院教育を受ける機会が制約されがちです。

このため、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」（大学院設置基準第14条）旨規定されており、本学大学院では、社会人研究者、技術者等の就学の特例措置を行う配慮をしており、大学院での履修を希望する社会人研究者、技術者等に対し大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例による教育を実施しています。

本学における教育方法の特例の概要は、次のとおりです。

- (1) 必要に応じ、平日の夜間及び土曜日並びに春・夏・冬季休業中に授業及び研究指導を行う。
- (2) 博士研究のテーマに柔軟性を持たせ、企業等での実際的な研究も、その内容が博士研究にふさわしければ認める。

### ○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第30条の2に定める 長期にわたる教育課程の履修について

本学では、平成24年度から、職業を有している等の事情により、標準修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者について、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、学位を修得することができる長期履修学生制度を導入しています。（根拠規則：大学設置基準第30条の2）

長期履修学生制度の適用を希望する場合は、指導予定教員と相談の上、入学手続期間中に申請してください。4月入学者は4月中旬、10月入学者は10月中旬頃に結果を通知します。また、本制度の詳細については、学務課大学院係（0143-46-5112）までお問い合わせください。

## Ⅲ 外国人留学生入試（国内出願）

### 1 募集人員

専攻名	コース名	募集人員		
		第1次募集		第2次募集
		2024年度 10月入学	2025年度 4月入学	2025年度 4月入学
工学専攻	先端環境創生工学コース	若干名	若干名	未定
	先端生産システム工学コース			
	先端情報電子工学コース			

注 第2次募集は、第1次募集の定員充足状況により、実施しない場合があります。  
実施の有無、募集人員については、2024年11月頃本学公式ウェブサイトでお知らせします。

### 2 出願資格

2024年度10月入学に出願できる者は、日本国以外の国籍を有する者で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 日本国において修士の学位又は専門職学位を取得した者及び2024年9月までに取得見込みの者
- (2) 日本国以外の国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (3) 日本国以外の国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (4) 日本国において、日本国以外の国の大学院の課程を有するものとして当該日本国以外の国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、日本国文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (6) 日本国以外の国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、2024年9月までに大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (7) 日本国文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - ① 日本国の大学を卒業し、大学、研究所等において、2024年9月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
  - ② 日本国以外の国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は日本国以外の国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該日本国以外の国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2024年9月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (8) 本学大学院が行う個別の出願資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年9月30日までに満24歳以上となるもの
- (9) 日本国において、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程等を卒業後、2024年9月30日までに満24歳以上となり、科学・技術関連分野において研究、あるいは業務上の経験を有する者で、著書、学術論文、学術講演、業務上の業績及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有すると本学大学院が認めたもの

注 上記(6)、(7)、(8)又は(9)により出願しようとする者は、事前の出願資格審査が必要となりますので、「入学試験出願資格審査調書」（本学所定の用紙）に論文の別刷等及び最終学歴の卒業証明書と成績証明書を添付し、2024年6月21日（金）までに入試戦略課入学試験係へ提出してください。

2025年度4月入学に出願できる者は、日本国以外の国籍を有する者で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 日本国において修士の学位又は専門職学位を取得した者及び2025年3月までに取得見込みの者
- (2) 日本国以外の国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (3) 日本国以外の国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (4) 日本国において、日本国以外の国の大学院の課程を有するものとして当該日本国以外の国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、日本国文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2025年3月までに授与される見込みの者
- (6) 日本国以外の国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、2025年3月までに大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (7) 日本国文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - ① 日本国の大学を卒業し、大学、研究所等において、2025年3月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
  - ② 日本国以外の国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は日本国以外の国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修することにより当該日本国以外の国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2025年3月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (8) 本学大学院が行う個別の出願資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2025年3月31日までに満24歳以上となるもの
- (9) 日本国において、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程等を卒業後、2025年3月31日までに満24歳以上となり、科学・技術関連分野において研究、あるいは業務上の経験を有する者で、著書、学術論文、学術講演、業務上の業績及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有すると本学大学院が認めたもの

注 上記(6)、(7)、(8)又は(9)により出願しようとする者は、事前の出願資格審査が必要となりますので、「入学試験出願資格審査調書」（本学所定の用紙）に論文の別刷等及び最終学歴の卒業証明書と成績証明書を添付し、下記の期日までに入試戦略課入学試験係へ提出してください。

**【第1次募集】2024年6月21日（金）まで**

**【第2次募集】2024年11月8日（金）まで**

### 3 障害等のある者の事前相談

障害（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度）等のある者で受験上及び修学上、配慮を希望する場合は、その内容によっては、本学が対応を決定するまでに時間を要することがありますので、できるだけ早い時期に入試戦略課入学試験係へ申し出てください。また、日常生活において使用している補聴器、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定や他の配慮との関係から、同様に申し出てください。

なお、受験上及び修学上の相談については、通年受け付けています。

### 4 出願手続

#### (1) 出願期間及び出願書類等提出方法

【第1次募集】2024年7月22日（月）～2024年7月31日（水）

【第2次募集】2025年1月20日（月）～2025年1月24日（金）

##### ア 持参の場合

午前10時30分～午後4時（土、日を除く）

##### イ 郵送の場合

出願期間最終日午後4時必着とします。なお、簡易書留郵便とし、封筒表面に「大学院後期一般入試（10月入学）出願書類在中」又は、「大学院後期一般入試（4月入学）出願書類在中」と朱書きしてください。

#### (2) 出願書類等提出先

〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号

室蘭工業大学 入試戦略課入学試験係

TEL 0143 (46) 5162

#### (3) 受験票の送付

出願書類を受理した後、受験票を送付しますので、2024年8月20日（火）までに届かない場合は、入試戦略課入学試験係へ連絡してください。

なお、受験票は入学試験及び入学手続きで使用するため、紛失しないよう注意してください。

(4) 出願書類等

出 願 書 類 等	摘 要
ア 入 学 志 願 票 (A票)	入学志願票裏面の「記入上の注意」を熟読のうえ、記入もれや誤記のないよう注意してください。
イ 受 験 票・写 真 票 (B票)	出願書類受付日前3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真(縦4cm×横3cm)を写真票の所定欄に貼ってください。
ウ 検 定 料 振 替 払 込 受 付 証 明 書 貼 付 台 紙 (B票)  (検定料30,000円)	(5) 検定料の払込方法 で確認してください。 ※クレジットカードで払い込む場合は、クレジットカード決済完了メールを印刷して出願書類とともに提出してください。  【 <b>本学博士前期課程を修了し、引き続き本課程に進学する者</b> 】 検定料は不要です。  【 <b>国費外国人留学生</b> 】 検定料は不要です。検定料振替払込受付証明書に代えて「国費外国人留学生証明書(様式任意)」(在籍している学校で作成。)を提出してください。
エ あ て 名 票 (C票)	合格通知書、入学手続きに関する書類等の送付に使用しますので、全ての欄に同一の住所、氏名を記入してください。
オ 成 績 証 明 書 (原本又は原本証明)	出身大学又は在籍大学等の学長又は学部長(研究科長)が作成し、(原本と記載事項が同一の各公的機関発行証明書も可)厳封したものとします。 <u>学部及び大学院について、各1部提出してください。</u> ただし、本学出身者は不要です。
カ 修 了 (見 込) 証 明 書 (原本又は原本証明)	出身大学等の学長又は研究科長が作成したもの(原本と記載事項が同一の各公的機関発行証明書も可)とします。 ただし、本学出身者は不要です。
キ 推 薦 書 (様式任意)	<u>出身大学等の学長、研究科長、指導教員、勤務先上司のいずれかが作成したもの及び本学での受入れ指導教員が作成したものを各1部提出してください。</u>
ク 志 願 理 由 書 (D票)	本学を志願した動機、理由等を日本語(400字程度)又は英語(100語程度)のいずれかにより記入してください。
ケ 研 究 (希 望) 計 画 書 (E票)	博士後期課程における研究(希望)計画を日本語又は英語のいずれかにより記入してください。
コ 修 士 論 文 の 写 し 及 び そ の 概 要	<u>修士論文の写し及びその概要(日本語2,000字又は英語500語程度に要約したもの)を各1部提出してください。</u>  【 <b>博士前期課程(又は修士課程)修了見込みの者</b> 】 修士論文課題と研究の進行状況を要約したもの(日本語2,000字又は英語500語程度のいずれか)を提出してください。  【 <b>専門職学位を授与された者及び授与見込みの者</b> 】 研究経過の概要(日本語2,000字又は英語500語程度のいずれか)を提出してください。
サ 住 民 票 又 は 在 留 カ ー ド の 写 し	在留資格・期間が記載されたものとします。ただし、出願時に日本以外に在住している者は、旅券(パスポート)の写しを提出してください。

注① ア、イ、ウ、エ、ク及びケの書類は、本学所定の用紙を用いてください。なお、D票・E票は本要項に添付しているほか、本学公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

[https://muroran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines\\_is/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines_is/)

- ② すべての書類は、日本語又は英語で書かれていなければなりません。証明書等の原本が日本語又は英語以外の言語で書かれている場合は、和訳又は英訳を添付してください。
- ③ 出願資格(6)、(7)、(8)又は(9)で志願する者は、カ及びコについては不要です。
- ④ 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、上記カ及びキは、協議書類をもって出願書類に替えることができます。
- ⑤ 出願書類に不備があるものは、受理しません。
- ⑥ 希望指導教員は、定年退職等により受け入れられないことがありますので、本学公式ウェブサイトですべて確認してください。
- [https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_is/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_is/)
- ⑦ 出願にあたっては、事前に希望指導教員に教育研究内容等について相談してください。（オンライン等を使用して相談してください。（希望指導教員と円滑にコミュニケーションをとるため、メールのみの相談は不可））

#### (5) 検定料の払込方法

- 1) クレジットカードにより支払う場合、下記リンクに進んで、必要事項を入力してください。（株式会社ROBOT PAYMENTのクレジットカード決済画面に移動します。）

<https://credit.j-payment.co.jp/link/creditcard?aid=123829&iid=13&mailauthkey=af17143c4a6944fd830f050fce5bcba6>



※ 決済には手数料900円がかかります。

- 2) 払込用紙により払い込む場合

所定の検定料を払込期間内にゆうちょ銀行又は郵便局、銀行などの金融機関受付窓口で次のとおり払い込み、「検定料振替払込受付証明書貼付台紙」にE「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼り付け、出願書類と一緒に提出してください。

ア 本学所定の検定料払込用紙（5枚綴りの専用紙）を利用し、必要事項を記入してください。

イ 検定料払込用紙に検定料相当額及び払込手数料を添え、窓口にて納めてください。（ATM（現金自動預払機）から払い込むことはできません。必ず窓口で払い込んでください。）

ウ E「振替払込受付証明書（お客さま用）」を窓口から受け取る際には、「日附印」が押されていることを必ず確認してください。

エ 「日附印」が押されたE「振替払込受付証明書（お客さま用）」を本学所定の「検定料振替払込受付証明書貼付台紙」に貼り付け、出願書類と一緒に提出してください。

オ 払込手数料は、志願者本人の負担となります。

#### 検定料払込期間

【第1次募集】2024年7月16日（火）～2024年7月30日（火）

【第2次募集】2025年1月14日（火）～2025年1月23日（木）

出願期間に間に合うように十分に余裕をもって手続を完了してください。

## (6) 出願の留意事項

ア 受理した検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。

検定料を払い込んだが室蘭工業大学大学院に出願しなかった（出願書類を提出しなかった、又は出願が受理されなかった）場合、又は検定料を誤って二重に払い込んだ場合には、払い込んだ者の申し出により、当該検定料相当額を返還します。

返還については本学公式ウェブサイトを確認してください。

[https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_gs/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_gs/)

### 検定料返還請求書提出期限

【第1次募集】2024年8月30日（金）まで

【第2次募集】2025年2月28日（金）まで

イ 検定料が払い込まれていない場合や「日附印」が押されたE「振替払込受付証明書（お客さま用）」が所定の欄に貼り付けられていない場合は、出願を受理しません。

ウ 出願後、「志願者の連絡先」に変更があった場合は、速やかに入試戦略課入学試験係へ電話、FAX等で連絡してください。

## 5 選 抜 方 法

### (1) 入学者の選抜

書類審査及び口述試験の結果を総合して判定します。

口述試験は、推薦書、研究（希望）計画書、職務経歴書、成績証明書及び修士論文等の書類審査に基づいて、専門科目（志望する教育研究分野に関連した科目）、外国語（英語）、研究業績、研究計画等に関して行います。

### (2) 口述試験日時

【第1次募集】2024年8月27日（火）午後1時30分から行います。

【第2次募集】2025年2月27日（木）午後1時30分から行います。

## 6 試験実施情報等の周知について

試験実施情報については、本学公式ウェブサイトにおいて随時掲載しますので、入学試験が実施される当日まで注意してご覧ください。（<https://muroran-it.ac.jp>）

なお、不測の事態が発生し、入学試験を予定どおりに実施できない場合の対応等についても、同様にお知らせします。

## 7 試 験 場

室蘭工業大学：北海道室蘭市水元町27番1号

注 試験室については、試験前日に本学の教育・研究3号館N棟1階掲示板及び各学科掲示板に掲示するとともに本学公式ウェブサイトに掲載します。

## 8 合 格 発 表

【第1次募集】2024年9月13日（金）午前10時

【第2次募集】2025年3月10日（月）午前10時

合格者受験番号を本学公式ウェブサイトに掲載し、合格者には合格通知書を郵送します。なお、不合格者には送付物はありません。

注① 合格発表の日時については予定であり、変更になる場合があります。変更に関するお知らせは、本学公式ウェブサイト等で行います。

② 電話や電子メールによる合否についての照会には応じません。

③ 「合格通知書」は、発表日に発送します。発表日に自宅に届くものではありません。



## 9 入学時期

2024年度10月入学	2025年度4月入学
2024年10月1日	2025年4月1日

### ○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第30条の2に定める 長期にわたる教育課程の履修について

本学では、平成24年度から、職業を有している等の事情により、標準修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者について、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、学位を修得することができる長期履修学生制度を導入しています。（根拠規則：大学設置基準第30条の2）

長期履修学生制度の適用を希望する場合は、指導予定教員と相談の上、入学手続期間中に申請してください。4月入学者は4月中旬、10月入学者は10月中旬頃に結果を通知します。また、本制度の詳細については、学務課大学院係（0143-46-5112）までお問い合わせください。

## IV 外国人留学生入試（国外出願）

外国人留学生入試（国外出願）募集要項については、別途作成し、本学公式ウェブサイトで公表します。

[https://muroran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines\\_is/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines_is/)

## V 入学手続

入学試験に合格した者は、入学手続期間内に必要な書類等を持参し、入学手続を行ってください。ただし、期間内に持参できない場合は、一括して簡易書留郵便（入学手続期間内必着）でお送りください。

事 項	摘 要		
	2024年度 10月入学	2025年度 4月入学 (第1次募集)	2025年度 4月入学 (第2次募集)
入学手続期間	2024年9月17日(火) ～ 2024年9月24日(火)	2025年3月7日(金) ～ 2025年3月15日(土)	2025年3月11日(火) ～ 2025年3月19日(水)
	午前10時30分～午後4時(土・日・祝は郵送のみ受付) 郵送の場合は、入学手続期間最終日午後4時必着とします。		
入学手続場所	〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号 室蘭工業大学 入試戦略課入学試験係 TEL 0143 (46) 5162		
入学手続に 必要な書類	ア 受験票		
	イ 入学案内で指示するもの		
納 入 金	入学料282,000円【予定額】		
授 業 料 (参 考)	前期分 267,900円、後期分 267,900円 ※金額は前期・後期とも予定額です。 ※納入期限は前期分5月末日、後期分11月末日です。		

### ※ 入学手続きの留意事項

- (1) 入学を辞退する場合は、辞退する旨を速やかに入試戦略課入学試験係へ電話連絡してください。  
なお、入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、入学辞退者として取り扱います。
- (2) 入学手続完了者が、入学辞退を申し出る場合は、2025年3月31日(月)午後5時まで(10月入学者は、2024年9月30日(月)午後5時まで)に、(1)と同様に入試戦略課入学試験係へ連絡してください。
- (3) 入学手続完了者が、(2)の日時以降に入学辞退を申し出る場合は、退学の扱いとなり、半期分授業料を納入する必要があります。
- (4) 既納の入学料はどのような理由があっても返還しません。
- (5) 入学料について、本学博士前期課程を修了し引き続き本課程に進学する者は不要です。
- (6) 国費外国人留学生は、入学料及び授業料の納入の必要はありません。
- (7) 入学料及び授業料は予定額であり、入学時及び在学中に改定が行われた場合には、改定時から新たな入学料及び授業料が適用されます。
- (8) 入学料及び授業料には、免除制度及び徴収猶予制度があり、納入前に所定の申請が必要となります。詳細については、本学公式ウェブサイトを確認してください。申請対象の納入金(入学料、授業料)を納入した場合は申請が無効になります。  
[https://muroran-it.ac.jp/campuslife/expenses/f\\_exemption/](https://muroran-it.ac.jp/campuslife/expenses/f_exemption/)  
問合せ先 室蘭工業大学 学務課学生支援係 TEL 0143 (46) 5129・5130
- (9) 入学料免除又は入学料徴収猶予制度を申請し、入学手続を完了させた後に入学を辞退した場合、申請は不許可となり、入学料を納入する必要があります。
- (10) 本学では、原則として二重学籍を認めていません。

## Ⅵ 外国人留学生入試（国内出願）英訳

< To Applicants >

- ◎ **Before submitting your application, you must contact your desired supervisor and thoroughly discuss your research theme with them. This can be done online via Zoom or a similar platform, by phone, or in a face-to-face meeting. Use the link below to find a list of faculty members in the Doctoral Course [DC] and their research fields.**

[https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_gs/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_gs/)

- ◎ **Muroran Institute of Technology has established the “Muroran Institute of Technology Security Export Control Regulations” in accordance with the “Foreign Exchange and Foreign Trade Act”, and rigorously screens Foreign students. Foreign applicants who fall under any of the conditions set out in said regulations maybe unable to enter their course or program.**

### On the Handling of Personal Information

Muroran Institute of Technology (Muroran IT) complies with Personal Information Protection Act and other applicable ones and attempts to protect your personal information in accordance with MuroranIT’s Personal Information Management.

Personal information submitted to Muroran IT in the form of application documents will be used for selecting applicants for admission and as resources for reviewing the method for selecting applicants for admission. For admitted students, personal information will be used for registrar work (student registry, learning assistance, etc.) and student support (tuition exemption, scholarship, etc.).

## ○ Foreign Student Entrance Examination (Domestic Application)

### 1. Number of Admissions

Division	Course	Number of Admissions		
		1 <sup>st</sup> Call for Applications		2 <sup>nd</sup> Call for Applications
		DATE OF ENTRANCE: OCT, 2024	DATE OF ENTRANCE: APR, 2025	DATE OF ENTRANCE: APR, 2025
Division of Engineering	Course of Advanced Sustainable and Environmental Engineering	a few	a few	To be announced
	Course of Advanced Production Systems Engineering			
	Course of Advanced Information and Electronic Engineering			

Note: The second call for applications depends on whether the positions have been filled or not. Information about the second call for applicants, as well as the number of positions still available will be posted on the official institute website in November 2024.

### 2. Eligibility for Application

**For those applying for entrance in October 2024 and who have a nationality other than Japanese, and satisfy one of the following conditions.**

- 1) For those residing in Japan, the applicant must have a master's or professional degree or be a candidate for graduation with a master's or professional degree by September 2024.
- 2) For those residing in a foreign country, the applicant must have a master's or professional degree or be a candidate for graduation with a master's or professional degree by September 2024.
- 3) For those residing in Japan, the applicant must have a master's or professional degree with earned credits from a foreign correspondence course or be a candidate for graduation with a master's or professional degree in the same manner by September 2024.
- 4) For those residing in Japan, the applicant must have a master's or professional degree from a foreign educational institution with a graduate degree specified by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology - Japan or be a candidate for graduation with a master's or professional degree from the same institution by September 2024.
- 5) The applicant who completed the course at the United Nations University, which was established in accordance with the United Nations General Assembly resolution of December 11, 1972, as set forth in Paragraph 1, Article 1 of the Act on Special Measures Incidental to Enforcement of the Agreement between the United Nations and Japan (Act No. 72 of 1976) regarding the Headquarters of the United Nations University, and were awarded or are expected to be awarded a degree equivalent to a master's degree by September 2024.
- 6) The applicant who completed a course at a school in a foreign country; a designated education institution satisfying the eligibility for application 4) above or the United Nations University; passed equivalents of a test and screening as set forth in Item 2, Article 16 of the graduate School Establishment Standards by September 2024; and have achievements equal to or higher than a master's degree recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology.
- 7) The applicant is recommended by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology - Japan. (Notification No.118 of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology - Japan)
  - ① The applicant must be a university or college graduate, and have over two years' experience in a university or research institute by September 2024, and have achievements equal to or higher than a master's degree recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology.
  - ② The applicant must have completed at least 16 years of formal education outside Japan, or a foreign correspondence course in Japan, and have over two years' experience in a university or research institute by September 2024, and have achievements equal to or higher than a master's degree recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology.
- 8) The applicant has been recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology as being of equivalent status to a master's or professional degree and who will have reached the age of 24 by September 30, 2024.

- 9)The applicant must be a university, junior college, technical college, or a vocational school graduate, and who will have reached the age of 24 by September 30, 2024, and have experience in research or business in the science and technology field, and have achievements such as published books, technical papers, academic lectures, business results and patents equal to or higher than a master's degree recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology.

Notes: A preliminary examination to determine eligibility for application is necessary for those who want to make an application under the above 6), 7), 8) or 9) so they will need to complete the qualifying examination record (form specified by the graduate school of Muroran Institute of Technology). Attach a copy of any thesis and papers, as well as a copy of their graduation certificate. These documents must be sent to the Admission Office by June 21, 2024.

**For those applying for entrance in April 2025 and who have a nationality other than Japanese, and satisfy one of the following conditions.**

- 1)For those residing in Japan, the applicant must have a master's or professional degree or be a candidate for graduation with a master's or professional degree by March 2025.
- 2)For those residing in a foreign country, the applicant must have a master's or professional degree or be a candidate for graduation with a master's or professional degree by March 2025.
- 3)For those residing in Japan, the applicant must have a master's or professional degree with earned credits from a foreign correspondence course or be a candidate for graduation with a master's or professional degree in the same manner by March 2025.
- 4)For those residing in Japan, the applicant must have a master's or professional degree from a foreign educational institution with a graduate degree specified by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology - Japan or be a candidate for graduation with a master's or professional degree from the same institution by March 2025.
- 5)The applicant who completed the course at the United Nations University, which was established in accordance with the United Nations General Assembly resolution of December 11, 1972, as set forth in Paragraph 1, Article 1 of the Act on Special Measures Incidental to Enforcement of the Agreement between the United Nations and Japan (Act No. 72 of 1976) regarding the Headquarters of the United Nations University, and were awarded or are expected to be awarded a degree equivalent to a master's degree by March 2025.
- 6)The applicant who completed a course at a school in a foreign country; a designated education institution satisfying the eligibility for application 4) above or the United Nations University; passed equivalents of a test and screening as set forth in Item 2, Article 16 of the graduate School Establishment Standards by March 2025; and have achievements equal to or higher than a master's degree recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology.
- 7)The applicant is recommended by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology - Japan. (Notification No.118 of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology - Japan)
  - ① The applicant must be a university or college graduate, and have over two years' experience in a university or research institute by March 2025, and have achievements equal to or higher than a master's degree recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology.
  - ② The applicant must have completed at least 16 years of formal education outside Japan, or a foreign correspondence course in Japan, and have over two years' experience in a university or research institute by March 2025, and have achievements equal to or higher than a master's degree recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology.
- 8)The applicant has been recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology as being of equivalent status to a master's or professional degree and who will have reached the age of 24 by March 31, 2025.
- 9)The applicant must be a university, junior college, technical college, or a vocational school graduate, who will have reached the age of 24 by March 31, 2025. and have experience in research or business in the science and technology field, and have achievements such as published books, technical papers, academic lectures, business results and patents equal to or higher than a master's degree recognized by the graduate school of Muroran Institute of Technology.

Notes: A preliminary examination to determine eligibility for application is necessary for those who want to make an application under the above 6), 7), 8) or 9) so they will need to complete the qualifying examination record (form specified by the graduate school of Muroran Institute of Technology). Attach a copy of any thesis and papers, as well as a copy of their graduation certificate. These documents must be sent to the Admission Office by the following dates.

**For the 1<sup>st</sup> Call for Applications:**

**Friday, June 21, 2024**

**For the 2<sup>nd</sup> Call for Applications:**

**Friday, November 8, 2024**

### 3. Preliminary consultation

If you are physically challenging and need special assistance for entrance examinations and/or school attendance, you must make a request to Admission Office for the extra care in advance. Please inform us of those above as soon as possible so that Muroran IT can consider for your request.

In addition, the Admission Office provides consultations for entrance examinations and school attendance throughout the year. You must also notify in advance if you use an acoustic aid, a wheelchair or other daily support tools in the same way.

### 4. Application Procedures

#### (1) Registration Period:

**For the 1<sup>st</sup> Call for Applications:**

**Monday, July 22, 2024 – Wednesday, July 31, 2024.**

**(Excluding Saturday and Sunday)**

**For the 2<sup>nd</sup> Call for Applications:**

**Monday, January 20, 2025 – Friday, January 24, 2025.**

**(Excluding Saturday and Sunday)**

(A) If you bring the application in person, the office is open from 10:30 a.m. to 4:00 p.m.

(B) If you mail the application, it must reach the office by 4:00 p.m. on the last day of the registration period.

Note: Send the documents by registered mail, and write the following on the outside of the envelope in red ink: Domestic Application Materials for the October (or April) Admission to the Doctor's Course for International Students.

#### (2) Submission of application documents

Office of Admissions Strategic and Action Plan,  
Muroran Institute of Technology

27-1 Mizumoto-cho, Muroran, Hokkaido, Japan 050-8585

TEL 0143(46)5162

#### (3) Sending of admission card for an examination

After receiving your application documents, we will send you an admission card for an examination. If you do not receive the card by Tuesday August 20, 2024, please contact the Admissions Department.

Please be careful not to lose the admission card for an examination, as it will be used for the entrance examination and enrollment procedures.

#### (4) Documents to be Submitted

Documents to be submitted	Remarks
(A) Application Form (Form A)	Read each document carefully before filling it in.
(B) Examination Card · Photograph Card (Form B)	The photograph of applicant with upper body facing front should be taken within 3 months of the date of application (size 4 cm×3 cm). Paste it in the designated space.
(C) Form to Attach Payment Certificate (Form B)  (Screening fee: JPY30,000)	<p>The details can be confirmed in (4) How to Pay for the Screening Fee below.</p> <p>In case of credit card Please enclose a printout of the payment completion e-mail with your application documents.</p> <p>[Students who have completed a master's course at Muroran IT and will continue on to the doctoral course] The screening fee is unnecessary.</p> <p>[Japanese Government (Monbukagakusho)MEXT-sponsored foreign students] The screening fee is unnecessary. Instead of the transfer payment certificate, a certificate of government-sponsored foreign student (free format) should be submitted (prepared by the school you are enrolled in.)</p>
(D) Return Address Card (Form C)	This card will be used to send an acceptance letter and other documents for the admission procedure, so be sure to submit this card after writing the same name and address in all the columns.
(E) Academic Transcripts (Original or Certified Copy)	<p>Each one of official academic transcripts with seal or signature from the graduate school and the undergraduate school.</p> <p>(A certificate issued by a public agency with the same contents as the original is also acceptable.)</p> <p>However, applicants who graduated or who are to graduate from Muroran IT need not submit this document.</p>
(F) Certificate of graduation or certificate of expected graduation (Original or Certified Copy)	<p>To be signed or sealed by the president (dean) of graduate school.</p> <p>(A certificate issued by a public agency with the same contents as the original is also acceptable.)</p> <p>However, applicants who graduated or who are to graduate from Muroran IT need not submit this document.</p>
(G) Letter of recommendation (Optional form)	A paper of each letter from either the president of the university last attended, dean, supervisor of the graduate school, or a superior at work, and A paper of by a supervisor in charge from muroranIT should be submitted. (No special form is provided.)
(H) Statement of reason for Application (Form D)	A paper stating the applicant's reason for applying to the doctoral course in Japanese (400 characters) or English (100 words).
(I) Research Plan (Form E)	A paper stating the applicant's Research Plan in our doctoral course in Japanese or English.

(J) Photocopy of Master's thesis and its Summary	<p>One copy of each of the following must be provided. A summary stating an outline of the applicant's master's thesis in Japanese (2000 characters) or English (500 words).</p> <p>In the case of an applicant who will graduate from a master's course by March 2025, a paper stating the subject of the applicant's master's thesis and its progress in Japanese (2000 characters) or English (500 words) must be provided.</p> <p>In the case of an applicant who received or will receive a professional degree by March 2025, a paper stating the outline of research progress in Japanese (2000 characters) or English (500 words) must be provided.</p>
(K) A Certificate of residence or a copy of a residence card (an Alien Registration Certificate)	<p>Please submit a copy of a certificate showing your resident status. For applicants who are living in countries other than Japan at the time of the application, however, please submit a copy of your passport.</p>

- Notes: ① The documents for above items (A), (B), (C), (D), (H), and (I) should be written on the designated form of our institute. Form D and E can be download from the website below.  
[https://muroran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines\\_is/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines_is/)
- ② All documents must be written in Japanese or English. If the original document is written in another language, a Japanese or English translation must be attached.
- ③ For those applying according to 6), 7), 8) or 9) on page 23 - 25, the documents from above items (F) and (J) are not necessary.
- ④ According to the guidelines for implementing the Japanese Government MEXT Scholarship (Ministry of Education ruling on March 31, 1954), foreign students with such a Japanese Government scholarship, as well as foreign students sponsored by the Japanese Government may submit the negotiation documents for their scholarship and sponsorship in place of items (F) and (G).
- ⑤ Incomplete application documents will not be accepted.
- ⑥ Supervisors you desire may not be available due to retirement, etc., so confirm available supervisors in our official website below.  
[https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_is/](https://muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_is/)
- ⑦ Before going through application procedures, the applicant should seek the advice of his or her desired supervisor for the contents of education/study, etc. For applicants, this can be done online via Zoom or a similar platform, by phone, or in a face-to-face meeting. (In order to ensure smooth communication with the desired supervisor, e-mail-only consultations are not acceptable.)



## (5) How to Pay for the Screening Fee

- a. When you pay by credit card, please access the link below and fill in the necessary information.  
(The payment system is provided by ROBOT PAYMENT INC..)  
<https://credit.j-payment.co.jp/link/creditcard?aid=123829&iid=13&mailauthkey=af17143c4a6944fd830f050fce5bcb6>

※ JPY 900 handling fee will be charged for credit card payments.



- b. When you pay by the payment transfer form  
Bring the screening fee of 30,000 Japanese yen to the Japan Post Bank at the post office, a regular bank or other financial institution, and use the payment transfer form provided. Then paste the receipt on the “Receipt of Screening Card” in the space provided, and submit the card with the other application documents.
- a. Use the 5-page form provided by this institution, and fill in the necessary information.  
b. Make sure the appropriate amount is written on the form, and give it to the teller with 30,000 Japanese yen and service charge. (You may not use an ATM to make this payment, so be sure to go to the teller at the counter.)  
c. When you receive the receipt of payment, make sure the date is stamped on the paper.  
d. Paste the receipt in the space provided on the “Receipt for Screening Fee” card, and submit it with the other application documents.  
e. The applicant is responsible for paying the service charge.

### Payment Period for the Screening Fee

**For the 1<sup>st</sup> Call for Applications:**

**Tuesday, July 16, 2024 – Wednesday, July 30, 2024**

**For the 2<sup>nd</sup> Call for Applications:**

**Tuesday, January 14, 2025 – Thursday, January 23, 2025**

Allow yourself plenty of time to complete the registration procedures in order to finish on time.

## (6) Points to keep in mind regarding the application procedures

(A) Except for the following reasons, the screening fee will not be returned:

In the case that the screening fee was paid, but no application documents were submitted nor received by the institute, or in the case that the screening fee was paid in duplicate. In either of these cases, request for the return of the screening fee.

For details, check the official website of Muroran IT :

[https://muran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines\\_is/](https://muran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines_is/)

For the 1st Call for Applications: Friday, August 30, 2024

For the 2nd Call for Applications: Friday, February 28, 2025

For questions regarding, the return of the screening fee, contact:

Office of Admissions Strategic and Action Plan,

Muroran Institute of Technology

27-1 Mizumoto-cho, Muroran, Hokkaido, Japan 050-8585

TEL 0143(46)5162 FAX 0143(45)1381

Email [nyushi@muran-it.ac.jp](mailto:nyushi@muran-it.ac.jp)

- (B) The application will not be accepted if the screening fee has not been paid, or if the receipt has not been attached in the space provided on the “Receipt for Screening Fee” card.  
(C) Notify the Admission Office by phone or fax as soon as possible, if there are any changes to the contact information of the applicant.

## 5. Screening Procedure

### (1) Screening of the Applicant

Evaluation will be based on an oral examination, as well as transcripts from the applicant's schools, and the contents of all the documents submitted.

### (2) Oral Examination

**For the 1<sup>st</sup> Call for Applications:**

**The oral examinations will be held from 1:30 p.m. on Tuesday, August 27, 2024.**

**For the 2<sup>nd</sup> Call for Applications:**

**The oral examinations will be held from 1:30 p.m. on Thursday, February 27, 2025.**

## 6. How to follow recent changes or updates

Muroran IT offers entrance-exam information on its official website as needed. Please get access to the site regularly and frequently until the examination date.

For details, check the official website of Muroran IT :

<https://muroran-it.ac.jp>

We will inform you of the details through the website in case the scheduled examination may be canceled due to unforeseen circumstances.

## 7. Location of Examination

Muroran Institute of Technology: 27-1 Mizumoto-cho, Muroran, Hokkaido

Note: Information on test rooms will be posted on the day before the admission test on the message board on the first floor of Building N of Education and Research Building No. 3 as well as on the message board for each faculty. The same information will also be posted on the website of Muroran IT.

## 8. Announcement of the Screening Result

**1<sup>st</sup> Call for Applications: 10:00 a.m. on Friday, September 13, 2024.**

**2<sup>nd</sup> Call for Applications: 10:00 a.m. on Monday, March 10, 2025.**

The examination numbers of successful applicants will be posted on the official Muroran IT website regarding screening results. In addition, a notice will be sent to all successful applicants by mail. Unsuccessful applicants will not be notified.

- Notes: ① The date and time of announcement of the screening results is provisional and subject to change. Such change will be announced on the website of Muroran IT.  
② Muroran IT will not answer any inquiry about screening results by phone or email.  
③ An acceptance letter will be sent on the day of announcement of the screening results; it is not meant to arrive on the day of announcement of the screening results.

## 9. Date of Entrance

**DATE OF ENTRANCE: OCT, 2024**

**October 1, 2024**

**DATE OF ENTRANCE: APR, 2025**

**April 1, 2025**

## ○ Foreign Student Examination(Overseas Applicants)

Guidelines concerning the call for foreign student applicants can be found on the official Muroran IT website, at the URL below:

[https://mutoran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines\\_is/](https://mutoran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines_is/) (in Japanese only)

## ○ Enrollment Procedures

Once the applicant has been informed of his acceptance, the following documents must be brought in within the specified period to complete the enrollment procedures.

However, if the applicant is unable to bring the documents in person to complete the enrollment procedures, they may be submitted all at once by registered mail (within the prescribed enrollment period).

Items	Remarks		
	<b>DATE OF ENTRANCE: OCT, 2024</b>	<b>DATE OF ENTRANCE: APR, 2025</b> 1 <sup>st</sup> Call for Applications	<b>DATE OF ENTRANCE: APR, 2025</b> 2 <sup>nd</sup> Call for Applications
Enrollment Period	Tuesday, September 17, 2024 to Tuesday, September 24, 2024 (10:30 a.m. – 16:00 p.m.) (weekdays only)	Friday, March 7, 2025 to Saturday March 15, 2025 (10:30 a.m. – 16:00 p.m.) (weekdays only)	Tuesday, March 11, 2025 to Wednesday March 19, 2025 (10:30 a.m. – 16:00 p.m.) (weekdays only)
Place to Enroll	Office of Admissions Strategic and Action Plan, Muroran Institute of Technology 27-1 Mizumoto-cho, Muroran, Hokkaido, Japan 050-8585 TEL 0143(46)5162		
Required Documents for Enrollment	a. Examination card		
	b. Documents requested by the Admission Division		
Payment	Entrance Fee JPY 282,000 【Expected amount】		
Tuition Fee (Reference)	1 <sup>st</sup> Term JPY 267,900 【Expected amount】 2 <sup>nd</sup> Term JPY 267,900 【Expected amount】 (Yearly total JPY 535,800 【Expected amount】 to be paid in two installments in May and November.)		

### Points to keep in mind concerning the enrollment procedures:

- ① Students who wish to decline enrollment must contact Admission Office on the telephone, stating their intention to decline.  
Note: Students who do not complete the enrollment procedures during the enrollment period will be considered as having declined enrollment.
- ② DATE OF ENTRANCE: OCT, 2024  
Students who have completed the enrollment procedures, but would like to decline enrollment, must do so by 5:00 p.m. on Monday, September 30, 2024 to the office mentioned in ①.  
DATE OF ENTRANCE: APR, 2025  
Students who have completed the enrollment procedures, but would like to decline enrollment, must do so by 5:00 p.m. on Monday, March 31, 2025 to the office mentioned in ①.
- ③ DATE OF ENTRANCE: OCT, 2024  
Students who have completed the enrollment procedures, but who decline enrollment after 5:00 p.m. Monday, September 30, 2024 will be treated as a withdrawing student.  
DATE OF ENTRANCE: APR, 2025  
Students who have completed the enrollment procedures, but who decline enrollment after 5:00 p.m. on Monday, March 31, 2025 will be treated as a withdrawing student.

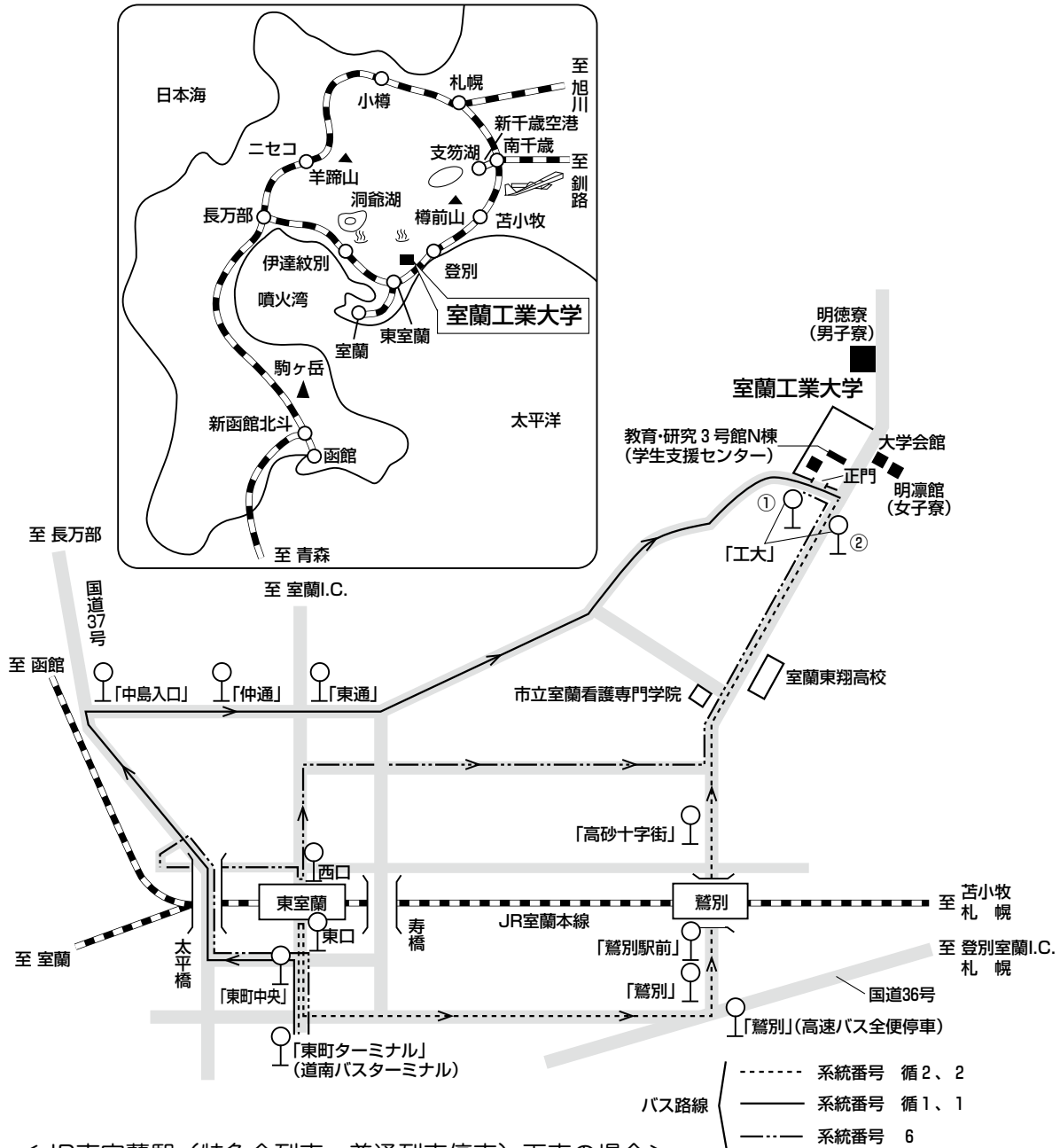
- ④ Under no circumstances will the entrance fee be returned.
- ⑤ Students continuing from this institution's master's degree program will not be required to pay the entrance fee.
- ⑥ Students with a Japanese Government Scholarship will not be required to pay the entrance fee or tuition.
- ⑦ The entrance fee and tuition listed above are only scheduled amounts. If these fees are revised at the time of admission or while a student is in attendance, the student will be charged the revised fees and/or tuition.
- ⑧ It is possible to waive or postpone the entrance fee and tuition. Before making any payments, it is necessary for the student to apply to this program. For details, check the official website of Muroran Institute of Technology:  
[https://muroran-it.ac.jp/campuslife/expenses/f\\_exemption/](https://muroran-it.ac.jp/campuslife/expenses/f_exemption/) (in Japanese only)

For more information, contact Muroran Institute of Technology  
Student Support Section, Academic Affairs Department TEL 0143(46)5129, 5130

- ⑨ If applying for the program of entrance fee waiver or postponement, and then declining admission after completing the admission procedures, the application for the program shall not be approved, and the entrance fee shall be paid.
- ⑩ Our graduate school generally does not allow dual enrollment.



# 室蘭工業大学所在地及び交通案内図



## <JR東室蘭駅（特急全列車・普通列車停車）下車の場合>

### 道南バス

- 「東室蘭駅東口」(JR 東室蘭駅前)バス停から
  - ・【中央町工大循環線(鷺別⇒中島)[循 2]】又は【工大循環線(鷺別⇒中島)[系統番号：2]】に乗車、「工大」(図①)で下車(約30分間隔運行・所要時間約25分)
- 「東室蘭駅西口」(JR 東室蘭駅前)バス停から
  - ・【ろう学校線[系統番号：6]】に乗車、「工大」(図①)で下車(約 1 時間間隔運行・所要時間約15分)
- 「東町ターミナル」(JR 東室蘭駅東口から徒歩 7 分)から
  - ・【中央町工大循環線(中島⇒鷺別)[系統番号：循 1]】又は【工大循環線(中島⇒鷺別)[系統番号：1]】に乗車、「工大」(図②)で下車(約30分間隔運行・所要時間約25分)
  - ・【中央町工大循環線(鷺別⇒中島)[系統番号：循 2]】又は【工大循環線(鷺別⇒中島)[系統番号：2]】に乗車、「工大」(図①)で下車(約30分間隔運行・所要時間約30分)

## <JR鷺別駅（特急「すずらん」・普通列車停車）下車の場合>

### 道南バス

- 「高砂十字街」(JR 鷺別駅から徒歩 3 分)から
  - ・【中央町工大循環線(鷺別⇒中島)[系統番号：循 2]】又は【工大循環線(鷺別⇒中島)[系統番号：2]】に乗車、「工大」(図①)で下車(約30分間隔運行・所要時間約15分)